

令和 2 年 11 月 20 日の事前学習会での確認事項

障害福祉担当

① 条例策定についての確認

- ・この条例は「手話は言語である」ということを市民に周知し、市や市民、事業者それぞれの役割を明記するものである。
 - ・施策の推進については、この条例について「障害者計画」に盛り込み、その進捗管理を行う。また、具体的な施策については、意見聴取などを行い、この条例の理念に基づき、総合的かつ計画的に推進していくものである。
- また、具体的な施策を検討する際には財政措置が自ずと伴うものであり、この条例には明記しない。

② この審議会の進め方の確認

- ・条例は市がつくるものであり、この条例策定に際しては市長の附属機関であるこの審議会で、当事者を含めた各専門分野の委員により審議した結果としていただいた「答申」と、庁内会議での意見も反映させたいと、制定するものである。

③ 12 月 1 日開催の第 4 回の審議会について

- ・11 月 11 日の審議会でのご意見や、20 日の事前学習会でのご意見を反映したものを素案 3 として提案し、ご意見をいただくものである。

その際、上記①②については確認済みとして審議の進行を行うものである。

*ただし、学習会にご参加なかった委員の方にはご意見があれば事前にご連絡をいただきたくよろしくお願いします。